

盛岡広域振興局長告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年8月6日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370101990	あっとほーむデイサービスセンター通所事業所	盛岡市青山三丁目10番19号	有限会社あっとほーむ	平成22年8月10日